



法人 ながおか

題 字：山 本 享 靖 氏
(第66代長岡税務署長)

2025 秋号
vol.159



公益社団法人 長岡法人会

お仲間企業の会員加入のお願い

会員のお仲間で法人会未加入のご企業につきまして1社につき
新規会員1社の加入をお願いいたします。



会費、申込書は長岡法人会
ホームページに掲載

着任のごあいさつ

長岡税務署長 熊倉 登志夫

この度の人事異動で、関東信越国税局調査査察部国際調査課から長岡税務署に参りました熊倉でございます。

私は栃木県栃木市の出身で、新潟県の勤務は初めてとなりますが、長岡花火や米百俵の精神などの伝統文化を持つ長岡市で勤務できますことを大変光栄に感じているとともに、新潟県の歴史や文化に触れることを非常に楽しみにしております。

大井会長をはじめ公益社団法人長岡法人会の会員の皆様方には、税務行政に対し、日頃から深いご理解と多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、「よき経営者を目指す者の団体」として、また、税務行政の良き理解者として、広報誌「法人ながおか」を通じ税に関する情報を発信していただいているほか、各種研修会の開催や国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用促進、「自己点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンス向上への取組などを通じ、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献されておられます。

また、小・中学生に対する租税教室に講師を派遣されているほか、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を実施されるなど、租税教育の充実にも積極的に取り組んでいただいております。

これも大井会長をはじめ、役員の皆様の優れたご指導と、会員の皆様の活発な活動の賜物であり、心から敬意を表します。

さて、国税当局では、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえて、令和5年6月に「税務行政の将来像 2023」を公表し、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいて、税務行政のDXに取り組むこととしております。



熊倉 登志夫

署長

《出身地》

栃木県栃木市

《趣味》

旅行・マラソン

「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現を目指し、添付書類も含めた e-Tax の普及・定着やキャッシュレス納付の利用拡大などを一層推進していくこととしておりますので、皆様におかれましては、引き続き、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、令和7年度の税制改正では、「所得税の基礎控除及び給与所得控除の見直し」及び「特定親族特別控除の創設」が行われており、本年12月から行う年末調整から適用されるところ、制度の円滑な実施のため、周知・広報に努めているところです。

貴会におかれましても、この制度改正に伴う周知・広報等にご協力いただいております。重ねて感謝申し上げます。

貴会におかれましては、従来から国税当局と良好な連携・協調関係を築いていただいているところであり、皆様に税務行政の良き理解者としてご尽力賜っていることは、私どもが税務行政を運営していく上で非常に大きな支えとなっており、誠に心強く感じている次第であります。

今後とも皆様と、国税当局が、更なる協調関係を構築し、目まぐるしく変化する経済社会や技術環境に対して柔軟に対応し、時代に即した申告納税制度の更なる発展に取り組むことができれば幸いと考えております。

結びに、公益社団法人長岡法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心から祈念申し上げます。着任の挨拶とさせていただきます。

税務署幹部のご紹介

岩崎 慎一



副署長

《出身地》

愛知県豊田市

《趣味》

映画鑑賞

原 辰也



法人課税第一部門
統括国税調査官

《出身地》

見附市

《趣味》

読書

多田 輝洋



法人課税第一部門
総括上席

《出身地》

宮城県串間市

《趣味》

ジム・サウナ

税務署だより

長岡税務署定期異動

令和7年7月10日付

(役付職員)

課・部門	職 名	新任者		前任者	
		氏 名	旧所属	氏 名	新所属
署 長		熊倉登志夫	局 調査査察部 国際調査課長	小杉 義彦	越谷署 署長
副 署 長		岩崎 慎一	前橋署 特官(開発) 指定特官	坂井 英也	局 総務部 業務センター(前橋分室) 統括管理官
総務課	総務課長	伊藤 弘	柏崎署 総務 総務課長	太田 誠	前橋署 総務 総務課長
	課長補佐	品玉 仁美	宇都宮署 法人1 上席	谷 淳次	水戸署 管理運営 総括上席
	総務係長	白杵 克彦	長岡署 総務 会計係長	加藤 拓磨	三条署 個人(資産) 調査官
	会計係長	大沼 葵	財務省 大臣官房 総合政策課 主任	白杵 克彦	長岡署 総務 総務係長
	庁舎管理係長	室本 拓哉	局 課税一部 資産課税課 実査官	大友 理加	局 課税一部 資料調査二課 実査官
税務広報官	広 報 官	坂井 愛	新潟署 税務広報広聴官 広報官	井口 真弓	小千谷署 個人2 統括官
管理運営1	統 括 官	竹内 政和	(留任)	竹内 政和	(留任)
	総括上席	木下奈緒子	(留任)	木下奈緒子	(留任)
管理運営2	統 括 官	小林 猛	三条署 管理運営・徴収 統括官	宮崎 昌広	辞職
特官(徴収)	特 官	平田 信秀	新潟署 特官(徴収) 特官	吉田 宏	朝霞署 特官(徴収) 特官
徴 収	統 括 官	小林 恭	新発田署 徴収 統括官	石川 裕一	局 徴収部 特別整理4 総括主査
審理(徴収)	専 門 官	福留 尚	局 徴収部 特官 主査	竹田 良昭	栃木署 徴収2 統括官
特官(所得)	特 官	相田 一秀	(留任)	福崎 訓	新潟署 特官(所得) 指定特官
特官(所得)	特 官	金澤 治人	長野署 個人1 統括官	相田 一秀	(留任)
個人1	統 括 官	佐藤 直樹	飯田署 個人1 統括官	横山 正治	新潟署 特官(所得) 特官
	総括上席	伊藤 祥	高田署 個人1 総括上席	嘉代 貴之	局 課税一部 個人課税課 監理4係長
個人2	統 括 官	竹内 修	新潟署 個人4 統括官	土田三奈子	長岡署 審理(個人) 専門官
個人3	統 括 官	藤田亜希子	(留任)	藤田亜希子	(留任)
審理(個人)	専 門 官	土田三奈子	長岡署 個人2 統括官	佐藤 健一	新潟署 個人4 統括官
資 産	統 括 官	井上 哲裕	佐久署 資産 統括官	佐藤 保希	局 課税一部 機動課 総括主査
特官(法人)	特 官	川崎 智久	(留任)	川崎 智久	(留任)
特官(法人)	特 官	清水 賢明	大宮署 特官(法人) 特官	丹野 雄二	長野署 特官(法人) 指定特官
法人1	統 括 官	原 辰也	浦和署 消費税専門官	畑山 憲亮	新潟署 法人1 統括官
	総括上席	多田 輝洋	局 課税二部 法人課税課 実査官	廣田 光	館林署 法人1 総括上席
法人2	統 括 官	近藤 妙子	(留任)	近藤 妙子	(留任)
法人3	統 括 官	村田 皓也	局 総務部 人事一課 給与1係長	中山美樹也	佐渡署 法人 統括官
審理(法人)	専 門 官	古川 信幸	(留任)	古川 信幸	(留任)
酒類指導官	指 導 官	宮森 達郎	(留任)	宮森 達郎	(留任)
	指 導 官	小沼 義治	局 課税二部 酒税課 主査	萩野 孝行	熊谷署 酒類指導官 指導官
	総括上席	大森 絵里	(留任)	大森 絵里	(留任)

令和7年度通常総会のご報告

令和7年6月11日（水）長岡グランドホテルにおいて、第13回通常総会を開催いたしました。

長岡税務署、関東信越税理士会長岡支部、大同生命保険株式会社、AIG損害保険株式会社、アフラック生命保険株式会社の皆様を来賓にお迎えし、会員107名参加のなか、報告事項として6年度の事業報告と7年度の事業計画と収支予算について説明の後、決議事項として令和6年度決算報告ならびに役員改選（理事54名の選任・外部1名を含む3名の監事の選任）等の予定された議事等が滞りなく進み、審議事項は承認可決されました。

総会終了後、長岡税務署の小杉署長、税理士会長岡支部長の笠輪支部長、提携保険会社を代表し大同生命保険(株)佐古新潟支局長から祝辞を頂戴しました。



通常総会議長 大井会長



祝辞 長岡税務署
小杉義彦署長



祝辞 関東信越税理士会
長岡支部 笠輪浩支部長



祝辞 大同生命保険(株)
佐古克人新潟支社長

功労者表彰式

通常総会終了後、退任役員に対し永年の功績を讃え功労者表彰式が行われました。

長岡税務署長からは前常任理事：遠藤厚一氏、前女性部会長：下条英子氏に長岡税務署感謝状が贈呈され、長岡法人会大井会長からは、記載の10名の退任役員に対して法人会感謝状ならびに副賞が贈呈されました。

受賞者の皆様方には、永年の功績に感謝するとともにお祝い申し上げます。

公益社団法人 長岡法人会 功労者表彰

<長岡税務署長 感謝状受賞者（敬称略）>

前常任理事 遠藤 厚一 前女性部会長 下条 英子

<長岡法人会 感謝状受賞者（敬称略）>

前常任理事 遠藤 厚一、長谷川 啓一、服部 正之、矢川 清貴

前 理 事 高橋 とも子、前田 典子、多田 美枝、池浦 勉、木川 勇三、前監事 西片 多門



遠藤厚一 氏



下条英子 氏



西片多門 氏

令和7年度役員一覧

(敬称略)

役職名	氏 名	会社名	役職名	氏 名	会社名
1 会 長	大井 尚敏	(株)オオイ	32 理 事	長谷川 隆	(株)北越時報社
2 副会長	田村 和仁	(株)田村商店	33 理 事	池田 明彦	(株)池田組
3 副会長	巻渕 文彰	山三商事(株)	34 理 事	高橋 有喜	高橋調査設計(株)
4 副会長	永見 峰登士	(株)アーバン三越	35 理 事	久保原 昇	(有)油屋久助商店
5 副会長	鷺尾 達雄	(株)鷺尾	36 理 事	中村 利之	(有)レオサイン
6 副会長	佐藤 一男	秋葉タクシー(株)	37 理 事	長井 大	(株)ナガイ
7 副会長	並木 純子	あすか中央税理士法人	38 理 事	松本 克幸	(株)晴耕舎
8 常任理事	宮越 忠範	(株)第四北越銀行	39 理 事	南雲 哲也	(株)サン・ロジステックス
9 常任理事	恩田 紀男	恩田酒造(株)	40 理 事	佐藤 良栄	(有)佐藤商会
10 常任理事	桐生 伸一	玉源(株)	41 理 事	真水 和也	(株)三友電工舎
11 常任理事	吉田 秀夫	(株)吉久建設	42 理 事	長谷川 雄飛	寺泊交通(株)
12 常任理事	小川 浩司	相互タクシー(株)	43 理 事	増田 浩和	(有)マツイ
13 常任理事	安達 眞知男	安達紙器工業(株)	44 理 事	中村 和	(株)なかまん
14 常任理事	伊藤 芳也	(株)伊藤建設	45 理 事	山内 芳次	(株)中央印刷
15 常任理事	清水 晃	(株)古西屋	46 理 事	上村 宏	メッツ太陽ホールディングス(株)
16 常任理事	水澤 一昌	(株)永井工業	47 理 事	野本 圭一	(株)長命堂飴舗
17 常任理事	大滝 伸一	(株)オオタキクラフト	48 理 事	大井 盛久	(株)プラスパー・トム
18 常任理事	畑 直宏	(株)畑十商店	49 理 事	山田 裕士	カナショウ産業(株)
19 常任理事	早川 孝夫	(株)早川商店	50 理 事	下条 英子	(有)下条置工業
20 常任理事	大倉 英雄	(株)山長	51 理 事	七里 大樹	(株)七里商店
21 常任理事	五十嵐 誠	(株)大久保土建	52 理 事	青柳 恵介	(株)中越自動車学校
22 常任理事	高橋 伸行	(株)NDC	53 理 事	小川 八重子	(株)鶴亀社
23 常任理事	野村 修士	三越タクシー(株)	54 専務理事	内藤 政浩	(公社)長岡法人会
24 常任理事	小室 功	(有)小室建設	1 監 事	大矢 隆治	大矢税理士事務所
25 常任理事	小島 孝之	(株)東亜	2 監 事	五十嵐 昭夫	越銘醸(株)
26 常任理事	安藤 栄治	(有)フェスタ	3 外部監事	平澤 清	平澤清税理士事務所
27 常任理事	戸川 則夫	長岡乳配(株)	令和7年6月11日選任 会長1名、副会長6名、常任理事24名、理事22名 専務理事1名、監事2名、外部監事1名		
28 常任理事	宮下 嘉克	(株)宮下電設			
29 常任理事	丸山 真一	(株)あんしんプランニング			
30 常任理事	吉原 智哉	吉原印刷(株)			
31 常任理事	遊座 富子	(株)ニッセイ新潟			

 新任役員

女性部会定時総会開催

6月11日（水）長岡グランドホテルにおいて、長岡税務署から坂井副署長、畑山統括国税調査官、廣田総括上席国税調査官、本会より巻淵副会長を来賓にお迎えし、女性部会定時総会を開催いたしました。本総会で令和6年度事業報告と決算報告並びに、令和7年度事業計画と収支予算、新年度の女性部会役員の選任が審議され承認されました。

また1期2年女性部会長をお務めいただいた下条英子前部会長と前田典子副部会長が退任され、新たに遊座富子部会長と小川八重子副部会長の就任が満場一致で承認されました。



令和7年度 女性部会役員

（敬称略）

役職名	氏 名	会社名	役職名	氏 名	会社名
部会長	遊座 富子	（株）ニッセイ新潟	幹 事	佐藤 夏枝	（株）アークエイト
副部会長	小川 八重子	（株）鶴亀社	監 事	高野 洋子	パートナーズプロジェクト 社会保険労務士法人
幹 事	青木 千衣子	（有）鴨川館	監 事	星野 啓子	（有）星ごん

懇 親 会

通常総会・講演会の後に来賓の皆様と共に懇親会を開催しました。田村副会長の乾杯の挨拶の後、参加者同士の交流・懇親が一層深まり、楽しく充実した懇親会となりました。



中野信子氏 講演会

令和7年6月11日(水)

講師：中野 信子 氏 (脳科学者 医学博士)

演題：「成功する人の習慣」～チャンスをつかむ方法～

参加者：290名

【プロフィール】

- ・1998年、東京大学工学部応用科学科卒業。
- ・2008年、東京大学大学院医学系研究科脳神経医学専攻博士課程修了。同年フランス国立研究所にて博士研究員として勤務。2010年帰国後、研究・執筆を中心に活動。
- ・2015年、東日本国際大学教授に就任。2022年、森美術館理事に就任。

【単 著】

- ・2021年「まんがでわかる正義中毒 人はなぜ他人が許せないのか」「世界の「頭のいい人」がやっていることを1冊にまとめてみた」アスコム 「こども脳科学「イヤな気持ち」」フレーベル館 「生贄探し」講談社 「なんで家族が続けるの」文芸春秋社 他多数

【メディア出演等】

- ◆フジテレビ：「ホンマでっか!?TV」 ◆テレビ朝日：「大下容子ワイド! スクランブル」 金曜日コメンテーター
- ◆NHKBSプレミアム「英雄たちの選択」 他多数に出演



中野信子氏講演録 鷲尾副会長

そもそも成功とは？成功する人は何がどう違うのか？成功した後、どんな人生を送るべきなのか？を考えてみましょう。さて、成功した人は運が良かった！と仰るし、傍から見てもそう思います。つまり、世間を見回すと、運が良さそうな人、その逆な人がいる様に感じるのは何故でしょうか？人間の判断や行動は、性格から影響を受けますが、その分析にあたり以下の5つの特性が用いられます。誠実性・協調性・情緒安定性・外向性・開放性。運の良さは、外向性・開放性（外の世界への関心・新しい世界への興味）が関係している事が分かっています。

①運の良し悪しの実験

被験者にコーヒーを買いに行ってもらい、その店先に500円を落しておく。運が良いと思っている人は見つけ拾い、悪いと思っている人はスルーする、という結果となるそうです。この実験は、被験者に対して平等に機会を与えます。でも、見つける人と見つけない人がいるし、見つけても拾う人と拾わない人がいるのです。チャンスは平等だが、行動は平等ではない！という事が、この実験で明らかとなりました。つまり、我々が考える「運」という存在は、実は、行動する

か？しないか？問題なのです。

②節分の豆まき

投げる人は平等に撒いていても、受け取る方の行動で風呂敷を広げてる人は、ただ正直に受け取る人より多くの豆を獲得します。チャンスは平等だが、獲得しようとする振舞いで、結果には大きな差は出る。運の良い人は、チャンスを見つけて拾える人である！と言えます。そして、その差は、性格の違いから来る振舞いの違いなのです。誠実で協調的な人は、人前で風呂敷を広げるなんて恥ずかしくてできないのです（笑）。外向性・開放性が高い人は、他人の目など気にせず、少しでも沢山の豆を獲得する為に知恵を絞る訳です。

③新聞に何枚の写真が掲載されているか10秒で数え、当てたら1万円という実験

自分は運が良いと思っている人の正答率はそうでない人の3倍だそうです。自分は運が悪いと考えがちな人は、一心不乱に写真の数を数えるが、運が良いと思っている人ほど、新聞の一枚目に「73枚の写真があるから報告しろ」と書いてある文章を発見する確率が3倍という結果が出ているそうです。誠実で協調的

で情緒が安定している人は、写真の枚数を数えて下さい！という出題なので、文章を読まずに、真面目に写真の数を数えようとする（笑）。外向性・開放性の高い人は、指示されていない事に意識が行く傾向があるので、73枚という記述に気が付き易い様です。

④答えが出ました

運を良くするのは簡単です！日頃、気にしない事に気をつけてみる。しない事をしてみる。という姿勢を意識すると、あなたの運気は大きく向上するのです。嫌いな人と話してみるのも、新たな視点や発想を獲得できるチャンスなのです（笑）。

⑤運を獲得し成功した後の行動が重要

運良く、運を味方にして、成功できたとします。次に乗り越えなくてはならないのが成功者への妬みです。人間は、類似性・獲得可能性が似ている人が成功すると、その足をひっぱりたくなる。つまり、自分に似ている他人の成功はムカつく動物なのです（笑）。もちろん、出過ぎた杭は打たれないので、突き抜けて成功した人を引きずり下ろすコストが高いと感じます。つまり、その人の友達・仲間になった方が自己肯定感が高まるからです。しかし、中途半端な成功者の

リスクは高いのです。目立つと仲間から守ってもらえない・情報がもらえないリスクが待っている。成功は短期的には良くても長期的には排除されてしまうリスクがあるのです。このリスクをヘッジする振舞いは、運の良さには貢献しなかった、誠実性・協調性・情緒安定性がもたらしてくれるのです。世界で起こる災害被害額の1/5は日本で起きます。僅か0.25%の面積に20%もの地震が起こる。そんな日本において、孤立した人は生き延びれない。孤立を避ける、これが日本人のDNAにしみ込んでいるのです。協調性を重要視する社会にならざるを得ないのです。つまり、自分の利益より他人の利益を尊重した人こそ、孤立を避ける事ができる。こういう振舞いは何故できたのか？そういう振舞いそのものが実は、その人を守ったからではないか、と考えられます。

⑥結論

振舞いを変えれば、チャンスをつかめる、運を良くする事ができます！振舞いを変えれば、妬みというリスクを回避する事もできます！皆さん、性格の5つの構成要素をしっかりと駆使して、運をつかみ、孤立を回避し、成功者になろうではありませんか！

事業活動

長岡まつり 大民謡流し

8月1日（金）、長岡まつり平和祭大民謡流しが開催され、当日は参加45団体3,400名のもと長岡法人会は女性部会、青年部会、有志合計15名が参加し、事前練習に加え猛暑対策の給水準備も十分で民謡流しを満喫しました。

（来場者47千人）



租税教室 長岡東中学校

7月10日（木）、鷲尾副会長を講師として、東中学校（3年生：124名）にて租税教室を開催いたしました。

ビデオ学習の内容で、日本では、社会保障・福祉、教育、防衛などの公的費用を賄う税金が一律であることにに対し、アメリカでは州毎に税制も税率も様々であること等日本との違いに生徒からはその驚きから賛否両論の意見が大いに寄せられ、積極的な意見交換の場となりました。さすがは「東中健児」と大いに感心させられました。



法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC 及びiDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和7年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 - また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることをしないよう配慮すること。	・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 - イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。 □ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・ 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・ 中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
・ 「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。	・ 中小企業経営強化税制特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 ・ 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
・平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

【事業承継税制】

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。	・法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

【その他】

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。	・所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました（年収200万円以下は37万円上乗せ）。 なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます（上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円）。 ・給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。

全法連・県連令和7年度 功労者表彰（長岡法人会分）

6月16日（月）新潟県法人会連合会総会にて令和7年度全法連功労者表彰ならびに県連功労者表彰が行われました。長岡法人会からは記載の5名の方々が受賞されました。

受賞者の皆様方には、永年の功績に感謝するとともにお祝い申し上げます。

【全法連功労者表彰】（敬称略・順不同）【県法連功労者表彰】（敬称略・順不同）

<単位会役員>

副会長 佐藤 一男
常任理事 小川 浩司

<単位会役員>

常任理事 大倉 英雄
理 事 高橋とも子
監 事 西片 多門

常任理事会の報告

令和7年9月10日（水）長岡グランドホテルにて、常任理事会を開催いたしました。

来賓の長岡税務署の熊倉新署長を含め新たに着任された4名の幹部の皆様からご挨拶をいただき、オブザーバー参加となった新入青年部会員も交えた出席者31名のもと上半期の事業経過報告と下半期の計画の説明が行われました。常任理事会終了後は出席者と税務署幹部の皆様と懇親を深めさせていただきました。



青年部会税務署訪問・研修会

9月11日（木）、吉原青年部会長をはじめ青年部メンバー6名と事務局2名は、長岡税務署にて7月に異動着任された熊倉署長をはじめ、岩崎副署長、原統括官、多田総括席の幹部職員を表敬訪問いたしました。幹部職員との名刺交換に続き熊倉署長からは適切な税務処理がそれぞれの会社にとって社内ガバナンスの強化や財務強化に加えステークホルダーからの評価向上等につながるなどの講話をいただきました。その後、研修会として自己点検チェックシートの活用を講師の原統括官から現実の事案に基づく解説等をいただき大いに参考になりました。青年部と税務署幹部との交流が進んだ企画となりました。



開催した諸会議

監査会	4月17日	6年度決算監査
正副会長会議	4月22日	決算理事会前
第44回理事会	4月22日	決算審議
女性部会	5月9日	情報交換会
女性部会 監査会	5月15日	6年度決算監査
総務委員会	6月2日	通常総会対応
女性部会通常総会	6月11日	令和6年度決算承認他
正副会長会議	6月11日	通常総会議案審議
第13回通常総会	6月11日	令和6年度決算承認他
第45回理事会	6月11日	執行役員選任
青年部会	7月2日	結団式
常任理事会	9月10日	事業経過報告
青年部会	9月11日	税務署研修
編集会議	9月16日	秋号発刊会議
女性部会研修視察 (北海道)	9月18日	研修旅行

出席した諸会議

定期総会	5月12日	租税教育推進協議会
総務委員会	5月14日	新潟県連
理事会	5月21日	新潟県連
租税教育推進協議会	5月28日	税団協
税制委員会	6月10日	新潟県連
通常総会	6月16日	新潟県連
役員会総会	6月19日	税団協
青年部会連絡協議会	6月27日	新潟県連
事業研修委員会	7月16日	全法連
女性部会正副会長会議	7月24日	新潟県連
組織・厚生合同委員会	7月25日	新潟県連
通常役員総会	8月26日	局連
正副会長会議	9月9日	税団協
女性フォーラム	9月18日	全法連
理事会	9月24日	新潟県連
福利厚生制度連絡協議会	9月24日	新潟県連
事務局研修	9月26日	新潟県連

源泉所得税の改正のあらまし

令和7年4月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。
令和7年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われました。

(注) このパンフレットは、令和7年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

- 1 以下のとおり所得税の基礎控除の見直し等が行われることとなりました。
この改正は、原則として、**令和7年分以後の所得税**について適用されます。
※ 令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注1))				基礎控除額		改正前
				改正後 (注1)		
				令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下		(200 万 3,999 円以下)		95 万円 (注2)		48 万円
132 万円超	336 万円以下	(200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)		88 万円 (注2)	58 万円	
336 万円超	489 万円以下	(475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)		68 万円 (注2)		
489 万円超	655 万円以下	(665 万 5,556 円超 850 万円以下)		63 万円 (注2)		
655 万円超	2,350 万円以下	(850 万円超 2,545 万円以下)		58 万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

- ロ 基礎控除額の改正に伴い、**令和8年分以後の「源泉徴収税額表」**及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

＜令和7年の源泉徴収事務における留意事項＞

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

- ロ 給与所得控除の改正に伴い、**令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」**及び**令和8年分以後の「源泉徴収税額表」**が改正されました。

＜令和7年の源泉徴収事務における留意事項＞

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 居住者が特定親族^(注)を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

(注) 「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。
なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))			特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下	(123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超	90万円以下	(150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超	95万円以下	(155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超	100万円以下	(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超	105万円以下	(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超	110万円以下	(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超	115万円以下	(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超	120万円以下	(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超	123万円以下	(185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

- ロ 令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月（日）の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与・・・親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合
公的年金等・・・親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

＜令和7年の源泉徴収事務における留意事項＞

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。
令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、上記イの改正が適用されます。
なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

＜令和7年の源泉徴収事務における留意事項＞

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。
令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月1日以後に支払う給与からこの改正が適用されます（この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります）。
なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

上記(1)～(4)に関して、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

【国税庁ホームページ】（随時最新情報に更新します。）

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



長岡法人会よりインターネットセミナーのご案内

公益社団法人 長岡法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/nagaoka/>



長岡法人会

検索で検索いただけます

インターネット・セミナー

初心者でもよくわかる！ 簿記・経理入門セミナー

※ 画面はイメージとなります。

このセミナーの画面一覧

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID: パスワード:

ログイン

視聴は無料です

はじめに

経理とは何の務？ 経営管理

経理資料って何の役に立つ？
→ 会社の 経営状態 がひとめでわかる

経理資料は社長にとって
今後の 重要な経営指針 となる

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

会員ID: 1011

パスワード: 0328

会員の方は700タイトル以上のセミナーが無料で受講できます



日本が誇る
“きもの”文化(後編)



普付け師 / きもの研究家
三毛 てる乃



世界に茶レンジ！
茶ンス？をつかんだ話



株式会社舞妓の茶本舗ティーコーディネーター
中坊 敬也



不確実な今を
生き抜くための交渉力



株式会社ビジネス交渉戦略研究所代表取締役
生駒 正明

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW 信頼を築き、成果を出す！ 「傾聴力」と「質問力」	生駒 正明	47分	一般経営	NEW AIで変わる仕事の未来	久原 健司	29分
	NEW 経営者のための「演じる」 コミュニケーション術	桑山 元	35分		マーケティング思考とAI活用 公開期間：2025年10月末まで	小野 慎介	43分
	金星コミュニケーション	田中 知子	28分		AIを使ってお金をかけずに採用	菅野 弘達	50分
経済政治	戦後80年 日本経済の軌跡と岐路	岡田 晃	40分	バソコ 経理・財務	乱世の時代における 孫子の兵法とビジネス戦略	守屋 淳	34分
法律	労働問題で足をすくわれない 経営を目指して	米澤 章吾	61分		「Canva」実践講座 SNS投稿画像の作り方 公開期間：2025年11月末まで	志鎌 真奈美	75分
ライフスタイル	日本一の玉露と抹茶を楽しもう！	中坊 敬也	24分		初心者でもよくわかる！ 簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
	親が知るべき！ 子どものスマホ安全ガイド	鈴木 朋子	40分	労務	会社のお金の悩み解決講座 第1回	仲光 和之	8分
	科捜研ってどんなところ？	南宮 正欣	36分		会社と従業員を守る 「トラベルリスクマネジメント」	田邊 良学	40分
	将来の不安をスッキリ解消！ 一生役立つお金の知識	加藤 博	52分		働きながら介護する時代の 「仕事と介護の両立環境」セミナー	田畑 啓史	47分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは公益社団法人 長岡法人会事務局まで TEL:0258-35-0328

理事会開催のご案内

日時 令和7年11月25日(火) 正午～

会場 長岡グランドホテル 2階「悠久の間」

議題 令和7年度半期事業報告並びに半期収支報告の件ほか

税を考える週間

税と文化講演会を開催いたします

日時 令和7年11月25日(火) 午後2時～午後4時40分 (開場午後1時半)

会場 長岡グランドホテル 4階：蒼紫の間

定員 入場無料 先着 200名

第一部

熊倉 登志夫氏 (長岡税務署長) 午後2時00分～
演題『くらしと税』

第二部

井上 和彦氏 (ジャーナリスト) 午後3時10分～
演題『日本を取り巻く安全保障環境の真実』



令和7年度税務研修会のご案内

長岡税務署・税理士会長岡支部のご協力により下記のとおり税務研修会を開催します。
日頃の税務実務点検・確認または担当者の研修等に奮ってご参加の程お申込みください。
会場は長岡商工会議所、参加費は無料です。

回次	開催日	時間	テーマ・内容	講師
1	10月21日(火)	13:30～14:30	後継者不足時代の事業承継	(講師：税理士会長岡支部 野澤税理士)
		14:40～16:00	基礎控除の見直し等について	(講師：長岡税務署 担当官)
2	11月17日(月)	13:30～14:30	税制改正、基礎控除、給与控除、特定親族特別控除を中心に	(講師：長岡税理士会 金子税理士)
		14:40～16:00	年末調整における留意点	(講師：長岡税務署 担当官)
3	12月4日(木)	13:30～14:30	キャッシュレス納付の始め方、実際の流れ	(講師：長岡税理士会 土田税理士)
		14:40～16:00	税務手続きのDX体験会 (所得税のスマホ申告・キャッシュレス納付) ※スマホ・タブレットをご持参ください	(講師：長岡税務署 審理専門官)

※会場は長岡商工会議所701会議室です 長岡市表町3-1-8 リナシエビル7階
※駐車場の準備はございません。お車でご越しの際は最寄りの駐車場をご利用ください。
※それぞれの回次とも税理士会・税務署からの派遣講師となります。
※長岡法人会会員には確定申告書に添付する税務研修会出席証を発行します。
※申込書は今月の会報紙に同封しました。当会のホームページにも掲載しております。



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。

法人会の経営者大型総合保険制
**広げよう
 企業保障の
 大きな傘を**

DAIDO 大同生命保険株式会社
新潟支社 長岡営業所/
新潟県長岡市今朝白1-8-18(長岡DNビル2F)
TEL 0258-32-1951

AIG AIG損害保険株式会社
長岡支店/
新潟県長岡市柏町2-2-36(富士火災長岡ビル)
TEL 0258-33-9009

編集後記

鷺尾達雄

長らく編集長を仰せつかって参りましたが、この度、丸山真一さんにバトンを引き継いで頂く事となりました。青年会議所（JC）でご一緒させて頂いて以来、信頼する後輩の1人です。租税教室も精力的にこなして頂いており、これからの法人会を共に支えて行きたいと思ひます。合わせまして、ご笑読頂いて参りました編集後記も、彼に託したいと思ひます！と！言いたいところですが、全てを一気にお願ひするのも申し訳ないので、編集後記は引き続き、私が務めます、てか、単に、僕が書きたいだけですが（笑）。さて、中野信子さんの講演録をお読み頂けましたでしょうか？運の良い人は何が違うのか？とても分かり易くご講演頂きました。彼女は「運」を良くする為の心がけとして「日頃、気にしない事を気にし、日頃、しない事をする！」を勧めていました。新たな視点や発想を獲得できるチャンスを自ら獲得しましょう！と。この度、編集委員長を引き継ぐ、否、引き継がされる（笑）丸山さんは、正に、気に留めた事も無い役割をやってみる！事で、運を良くする中野式を証明して下さい（笑）。丸山編集長、是非、運を引き寄せたぜ！報告をお待ちしております！ところで、後継者問題と言えば、我が家の長男の行く末問題です（笑）。会報誌154号の編集後記にて鷲尾流子育ての顛末をいつか！と記しましたが、今回、展開がありました。初夏の東京、とあるカフェで待ち合わせ。彼に、私は、こう告げました。「俺も59才。継いでくれるのか？くれないのか？決めて欲しい！」と。「進みたい道があれば、その道を！父として応援するよ。でも、もし、無ければ、継いで欲しい！」と頭を下げました。すると、彼の口からは「継ぐよ」と。その瞬間、人目も憚らずに、号泣！嗚咽！咆哮！（笑）。何事か？と周囲の耳目が私に集中したのは言うまでもありません。さわさりながら、鷲尾家の後継者問題はTo be continued、天気晴朗なれど波高し。

PS

よし、丸山さんに伝えよう！「編集後記も引き継いでくれるのか？くれないのか？決めて欲しい！」と（笑）。

消費税には 申告・納付期限 があります。	申告・納付には e-Taxが 利用できます。	個人事業者の方は 簡易納税者 制度もあります。
●消費税は消費税からの預り金という性格を有する税です。 ●基準期間の課税売上総額が、1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要で**。 ●期限を過ぎると延滞税がかかります。 ●確定申告・納付は、道のりの要領通りの確定消費税額に「応じて中間申告・納付が必要となります」。		
原則的な納税期間の 決定は標準税率***		
4,800万超 400万円超4,600万円以下 48万円超400万円以下 48万円以下	第12回(確定申告)1回、中間申告11回) 第4回(確定申告)2回、中間申告3回) 第2回(確定申告)1回、中間申告3回) 第1回(確定申告)1回、中間申告各2回****)	①法人は課税開始日の前月末日時点の課税売上総額が1,000万円を超えていない場合は、その翌年1月1日より、消費税の簡易課税制度を利用することができます。この場合、簡易課税制度を選択した法人は、原則として、毎年度、1月1日までに、その年の課税売上総額の9割以上が標準税率であること、および、その年の課税売上総額が1,000万円以下であることを確認し、消費税の簡易課税申請書を提出する必要があります。 ②地方公共団体等も適用が可能です。 ③簡易課税制度を利用している事業者は、原則として、毎年度、1月1日までに、その年の課税売上総額の9割以上が標準税率であること、および、その年の課税売上総額が1,000万円以下であることを確認し、消費税の簡易課税申請書を提出する必要があります。

法人 ながおか vol.159

公益社団法人 長岡法人会
長岡市表町三丁目1番地8
リナシエビル3 8階
電話 0258-35-0328
FAX 0258-39-7630

發行所 廣報委 頁山會 真一
印刷所 委頁長 丸式社